

岐阜県公報

号外 (12) 平成二十年四月一日

目 次

規 則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

(環境生活政策課)

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

ページ
一

岐阜県消費生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県規則第二十五号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号、第二十九条第一項第一号及び第三十一条第一項第一号中「及び総括管理監」を「総括管理監及び消費生活対策監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十八号

府 中 一
各 現 地 機 関

岐阜県消費生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令
岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
別表中「産業労働部産業政策課長」を「産業労働観光部産業政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者

岐 阜 県 庁 県
岐阜市薮田南二丁目一番一号

印 刷 者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
印 刷 所 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
定 価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税一二八六円を含む。）
一一 岐 飯 尾
岐 阜 文 芸
社 審